

東京都における認知症施策について

- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等

基本的施策⑤-1（保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等）

目的	方向性	主な施策（【 】がないものは福祉局所管）	内容
・認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができること	認知症に係る医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図る	◆認知症疾患医療センター運営事業	◇都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施
		◆認知症サポート医地域連携促進事業	◇身近な地域における医療・介護の一層の連携と認知症対応力の向上を図るため、地域包括支援センター等と積極的に連携する認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定
・認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供すること	・地域包括ケアシステムを構築することを通じ、保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を確保	◆認知症とともに暮らす地域あんしん事業 ・認知症ケアプログラム推進事業	◇都医学総合研究所と協働し、行動・心理症状（B P S D）の改善が期待される「日本版 B P S D ケアプログラム」を普及
		◆認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業	◇医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援
		◆認知症高齢者グループホーム整備促進事業	◇認知症高齢者が専門的なケアを受けながら家庭的な環境の中で暮らしていけるよう、社会福祉法人や株式会社等が行う認知症高齢者グループホームの整備費について補助
		◆地域密着型サービス等整備促進事業	◇地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備費について補助

基本的施策⑤-2（保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等）

目的	方向性	主な施策（【 】がないものは福祉局所管）	内容
・個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されること	・認知症の人の保健、医療又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の確保、養成及び資質の向上	◆認知症支援推進センター運営事業	◇都健康長寿医療センターに設置した「認知症支援推進センター」において、専門職向けの研修や、区市町村において認知症ケアに携わる医療専門職等の人材の育成等を実施
		◆認知症抗体医薬対応支援事業	◇認知症抗体医薬による治療について、都民の正しい理解の促進を図るとともに、専門職への相談窓口等の設置、認知症疾患医療センター職員等を対象とした研修を実施
		◆歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業	◇認知症の疑いのある人に早期に気づき、医療における認知症への対応力を高めるため、歯科医師、薬剤師及び看護職員に対して認知症対応力向上研修を実施
		◆認知症初期集中支援チーム員等研修事業	◇区市町村に配置された認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員が、その役割を担うための知識・技能を習得するための研修受講を促進
		◆認知症支援コーディネーター事業	◇区市町村に、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した地域における認知症の専門家であり、個別ケース支援のバックアップ等を担う認知症支援コーディネーターを配置
		◆認知症介護研修事業	◇介護従事者及びその指導的立場にある者に対し、認知症介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施

基本的施策⑥（相談体制の整備等）

目的	方向性	主な施策（【 】がないものは福祉局所管）	内容
・認知症の人又は家族等からの各種の相談への対応	・個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができること	◆重層的支援体制整備事業	◇区市町村において、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の各取組を一体的に実施
		◆単身高齢者等の総合相談支援事業（再掲）	◇単身高齢者等が元気なうちから将来の準備ができるよう、終活支援の総合的な相談窓口を設置し任意後見などの必要とする制度等へつなげる区市町村の取組などを支援（再掲）
		◆福祉サービス総合支援事業	◇住民に身近な区市町村が行う、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に際しての苦情対応などの福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施するための体制整備を支援
		◆若年性認知症総合支援センターの運営（再掲）	◇若年性認知症の人、家族、区市町村、地域包括支援センター等の専門機関に対するワンストップ相談窓口を設置することにより、若年性認知症の人を早期から適切に支援（再掲）
		◆苦情対応事業	◇利用者が安心して自ら福祉サービスを選択し利用することができるよう、福祉サービスの利用に際しての相談や苦情に適切に対応できる仕組みを整備（介護保険に関する苦情については、国民健康保険団体連合会が窓口）
・認知症の人又は家族等が孤立することのないようにすること	・認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援 ・関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言	◆認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業（再掲）	◇医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援（再掲）
		◆認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業（再掲）	◇行方不明認知症高齢者を早期に発見するため、区市町村が行うGPS等を活用した見守り支援や、地域における見守りネットワークの構築のほか、家族会の育成などの取組を支援（再掲）

基本的施策⑦（研究等の推進等）

目的・方向性	主な施策（【 】がないものは福祉局所管）	内容
・認知症の発症メカニズム解明 ・認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等についての基礎研究及び臨床研究の推進並びにその成果の普及	◆認知症とともに暮らす地域あんしん事業・認知症ケアプログラム推進事業（再掲）	◇都医学総合研究所と協働し、行動・心理症状（B P S D）の改善が期待される「日本版B P S Dケアプログラム」を普及（再掲）
	◆AI等を活用した認知症研究事業	◇都健康長寿医療センターがこれまで培った膨大な臨床・研究に係るビッグデータを活用して、A I等を駆使した新たな認知症予防の取組を推進するとともに、その実用化に向け、同センターが設置する認知症未来社会創造センター（IRIDE）の運営を支援
	◆認知症発症メカニズム解明と新規治療法等の研究の推進【保健医療局】	◇都医学総合研究所において、認知症の発症メカニズムを解明するとともに、新規治療法・予防法の開発に向けた研究を推進
	◆認知症予防推進事業	◇研究機関が開発した認知症予防プログラムを活用した取組や、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関と連携した取組等、区市町村における認知症予防の取組を支援
・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方 ・認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備等についての調査研究及び検証並びにその成果の活用	◆認知症との共生社会の実現に向けた研究の推進	◇都健康長寿医療センターにおいて、「介護予防・フレイル予防」及び「認知症との共生・予防」を重点分野に位置づけ、健康寿命の延伸に寄与する取組を推進 ◇同センターが設置する認知症未来社会創造センター（IRIDE）に「認知症共生社会」チームを設置

基本的施策⑧（認知症の予防等）

目的	方向性	主な施策（【 】がないものは福祉局所管）	内容
希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができること	予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集	◆介護予防・フレイル予防推進支援センターの運営	◇都健康長寿医療センターに設置する「東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター」が、住民主体の通いの場づくりをはじめとした介護予防・フレイル予防活動等を推進する区市町村に対し、人材育成や相談支援等の専門的・技術的な支援を実施
		◆AI等を活用した認知症研究事業（再掲）	◇都健康長寿医療センターがこれまで培った膨大な臨床・研究に係るビッグデータを活用して、AI等を駆使した新たな認知症予防の取組を推進するとともに、その実用化に向け、同センターが設置する認知症未来社会創造センター（IRIDE）の運営を支援（再掲）
		◆認知症とともに暮らす地域あんしん事業 ・認知症サポート検診事業 ・認知症地域支援推進事業	◇地域の実情に応じた認知症に関する正しい知識の普及啓発、認知症検診と地域における検診後のサポートを推進 ◇軽度認知障害や認知症の初期段階から継続的な支援ができる地域づくりを推進する区市町村を支援
認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進すること	地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報の提供	◆認知症サポート医地域連携促進事業（再掲）	◇身近な地域における医療・介護の一層の連携と認知症対応力の向上を図るため、域地括支援センター等と積極的に連携する認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定（再掲）
		◆認知症支援コーディネーター事業（再掲）	◇区市町村に、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した地域における認知症の専門家であり、個別ケース支援のバックアップ等を担う認知症支援コーディネーターを配置（再掲）